

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第19号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年佐賀県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第3号。以下「条例」という。）<u>第2条第2項第1号、第4条第1項及び第9条第2項の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第3号。以下「条例」という。）<u>第2条第2項第3号、第4条第1項及び第9条第2項の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 略</u></p> <p><u>(県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける一般の派遣職員の給与)</u></p> <p><u>2 一般の派遣職員が県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員となった場合には、当分の間、これらの規定の適用を受ける職員となった日を派遣の日の前日とみなして、第3条第1項及び第2項の規定の例により、給与の支給割合を決定し、又は給与を支給しないものとする。</u></p>

改正前	改正後
	<p>3 前項の規定により、給与の支給割合を決定し、又は給与を支給しないものとした場合における第3条の規定の適用については、<u>同条第1項中「派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日」とあるのは「佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）附則第9項又は佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）附則第17項の規定の適用を受ける職員となった日」と、「派遣の日の属する月の初日」とあるのは「県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員となった日」と、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前項」と、同条第3項中「佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）」とあるのは「県職員給与条例」と、「佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）」とあるのは「学校職員給与条例」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第1項」と、「派遣の日の前日」とあるのは「給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員となった日」と、同条第5項中「前項」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前項」と、同条第6項中「派遣の日」とあるのは「給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員となった日」と、「前5項」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前5項」と、同条第7項中「第1項又は前項」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第1項又は前項」と、同条第8項中「第1項、第6項及び前項」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第1項、第6項及び前項」とする。</u></p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。